

## 電気調達業務 仕様書

### 1. 件名

けいはんなオープンイノベーションセンター (KICK) で使用する電気の調達

### 2. 需要場所

京都府木津川市木津川台9丁目6番

京都府相楽郡精華町精華台7丁目5番1 けいはんなオープンイノベーションセンター  
(KICK) 構内

### 3. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 (常時電力) 20,000 ボルト  
(予備電力) 20,000 ボルト

ウ 計量電圧 (常時電力) 20,000 ボルト  
(予備電力) 20,000 ボルト

※計量電力量でもって、従量電力料金を算定するため、供給者の負担により、計量器が使用可能な状態を維持するものとする。

エ 標準周波数 60 ヘルツ

オ 受電方式 本線・予備線受電 (2回線受電)

カ 発電設備

(a) 非常用発電設備 1,250 KVA ガスタービン機関発電装置  
(b) 常用発電設備 なし

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 (常時電力) 960 kW

イ 契約電力 (予備電力) 960 kW

ウ 予定使用電力量 2,341,100kWh×2年

(いずれも令和2年12月1日から令和3年11月30日までの使用量見込み、翌年度も同量を予定)

ただし、実際に契約期間中に使用される使用電力量等はこの値を上回り、又は下回ることができるものとする。

また、その予定使用状況及び使用実績は次のとおり。

<各月の電力予定使用量> (\*翌年度も同量を予定)

月 分	契約電力 (kW)	最大需要電力(kW)	力率(%)	使用電力量計(kWh)
令和2年12月分	960	436	100	165,000
令和3年01月分	960	382	100	173,000
令和3年02月分	960	417	100	164,300
令和3年03月分	960	436	100	168,000
令和3年04月分	960	464	100	167,500
令和3年05月分	960	822	100	204,800
令和3年06月分	960	488	100	212,200
令和3年07月分	960	657	100	247,500
令和3年08月分	960	711	100	261,400
令和3年09月分	960	726	100	227,300
令和3年10月分	960	953	100	210,200
令和3年11月分	960	383	100	139,900

<各月の電力使用実績>

月分	契約電力 (kW)	最大需要電力(kW)	力率(%)	使用電力量計(kWh)
令和2年04月分	960	464	100	158,680
令和2年03月分	960	436	100	159,238
令和2年02月分	960	417	100	155,675
令和2年01月分	960	382	100	163,838
令和元年12月分	950	436	100	156,370
令和元年11月分	950	383	100	132,568
令和元年10月分	950	953	100	199,165
令和元年09月分	950	726	100	215,414
令和元年08月分	950	711	100	247,744
令和元年07月分	950	657	100	234,508
令和元年06月分	950	488	100	201,062
令和元年05月分	950	822	100	194,065

(3) 契約使用期間

令和2年12月1日から令和4年11月30日まで

(4) 需給地点

別添資料1参照 (地中引き込み)

(5) 電気工作物の財産分界点

別添資料2参照

(6) 保安上の責任分界点

別添資料2参照

(7) 検針日及び計量

各月の計量期間は、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までとする。(以下、「計量期間」とする。)計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、計量期間とする。

(9) 力率

ア 供給者は、契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等(令和2年4月1日実施、以下同じ)の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の各日の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は原則として次のとおり

$$\text{平均力率 (\%)} = [ \text{有効電力量} / \sqrt{\{ (\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2 \}} ] \times 100$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は、100%とする。

(10) 料金の設定

燃料調整費は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては考慮しないものとする。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとし、入札価格の算定にあたっては、考慮しないものとする。

(12) 精算金

契約期間中に契約電力を超える電気使用があった場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は別途、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(13) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、公益財団法人京都産業21は、供給者が定める供給条件等に基づき、その代金を支払うものとする。

(14) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定を参考に双方協議の上で決定するものとする。